

気象・地震警報等発表時の区立幼稚園、小中学校の対応について

気象・地震警報等発表時には、学校教育法施行規則第63条に基づいて校長（園長）は、区立幼稚園、小中学校を臨時休業とすることができます。これを踏まえ、港区では、台風接近・通過、降雪及び地震（最大震度5弱以上）に伴う気象・地震警報等発表時に、次のとおり幼稚園、小中学校で対応を統一します。

1 大雨および暴風(台風)、大雪の発生等に伴う登下校の判断について

(1) 計画運休及び特別警報発令時への対応について

区内を通過している主要交通機関(JRまたは私鉄等)に「計画運休」が発表されている場合、または気象庁による「特別警報」(大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報)が港区に出ている場合、幼稚園、小中学校の登下校について、次のとおり対応します。

※計画運休の判断基準材料は「各交通機関のホームページ及びNHKの交通情報」とします。

※特別警報の判断基準資料は「気象庁ホームページ及びNHKの気象情報」とします。

ア 登園・登校について

(ア) 主要交通機関(JRまたは私鉄等)の「計画運休」(運休時間帯が登校時間、職員の出勤時間にかかわる)が見込まれている場合

- ① 幼稚園・小中学校は、臨時休業します。
- ② 幼稚園・小中学校は、臨時休業について緊急配信メール、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。なお、臨時休業の決定後、天候が回復した場合についても学校は再開しません。また、前日に特別警報が出ている場合には、前日の午後4時までに翌日臨時休業の可能性の有無及び翌日午前6時の時点で最終的に臨時休業の有無の判断をすることを緊急配信メール、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。

(イ) 午前6時の時点で「特別警報」が出ている場合

- ① 幼稚園・小中学校は臨時休業します。
- ② 幼稚園・小中学校は臨時休業について緊急配信メール、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。なお、臨時休業の決定後、天候が回復した場合についても学校は再開しません。

イ 降園・下校について

(ア) 降園・下校時刻までの間に「特別警報」が出ることが事前に見込まれる場合

- ① 幼稚園・小中学校は、降園・下校時刻が早まることを緊急配信メール、または各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します（幼稚園は保護者に迎えを依頼します。）。
- ② 降園・下校時刻が早まることを保護者に周知した後、小中学校は特別警報発令前に児童・生徒を下校させます（小学校は、方面別集団下校とし、幼稚園は保護者に迎えを依頼します。）。ただし、学校または学童クラブ・放課 G0→等利用児童については、学校または学童クラブ・放課 G0→等に留め置きます。

(イ) 降園・下校時刻より前に「特別警報」が出た場合

- ① 幼稚園・小中学校は、幼児・児童・生徒を幼稚園、学校または学童クラブ・放課 G0→等に留め置きます。
- ② 保護者が希望する場合は、「特別警報」が出ていても幼児・児童・生徒を保護者が引き取ることができることとします。
- ③ 午後6時までに「特別警報」が解除された場合は、集団下校等を実施します。小学校の集団下校のみ、方面別集団下校とします。
- ④ 午後6時を過ぎても「特別警報」が解除されない場合は、全ての幼児・児童・生徒を保護者の引き渡しにて帰宅させることとします。

(2)警報発令時の対応について

気象庁による「警報」(暴風警報、暴風雪警報、大雪警報)が港区に出ている場合は、幼稚園、小中学校の登下校について、次のとおり対応します。

※特別警報の判断基準資料は「気象庁ホームページ及びNHKの気象情報」とします。

ア 登園・登校について

(ア) 午前6時の時点で「警報」が出ている場合

- ① 幼稚園・小中学校は、臨時休業します。
- ② 幼稚園・小中学校は、臨時休業について緊急配信メール、各幼稚園・小中学校のホームページで保護者に周知します。なお、臨時休業の決定後、天候が回復した場合についても学校は再開しません。

イ 降園・下校について

(ア) 降園・下校時刻までの間に「警報」が出ることが事前に見込まれる場合

引き渡し、留め置き、集団下校、通常下校等については、各幼稚園、各小中学校の判断で対応します。対応は、「特別警報」発令時を参考にします。集団下校とする場合は、小学校のみ方面別下校とします。

(イ) 降園・下校時刻より前に「警報」が出た場合

引き渡し、留め置き、集団下校、通常下校等については、各幼稚園、各小中学校の判断で対応します。対応は、「特別警報」発令時を参考にします。集団下校とする場合は、小学校のみ方面別集団下校とします。

2 震度5弱以上の地震が発生した時の降園・下校について

(1) 幼稚園、小中学校に滞在時に区内で震度5弱以上の地震を記録した場合

- ① 幼稚園は、保護者への引き渡しとします。
- ② 小中学校は、全児童・生徒を学校または学童クラブ・放課 GO→等に留め置き、保護者への引き渡しとします。

3 その他

(1) 上記(項番1、2)以外のケース(大雨警報、〇〇注意報、震度4以下等)については、各幼稚園・小中学校で判断します。

(2) 保護者判断のもとで登校させます。登園・登校を見合わせた場合は、遅刻、欠席扱いにしません。

【参考】

学校教育法施行規則 第63条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。